

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 3 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（障害児通所給付費の支給決定の申請）</u></p> <p><u>第 3 条の 2 法第 2 1 条の 5 の 6 第 1 項の規定に基づき、省令第 1 8 条の 6 第 1 項に規定する通所給付決定の申請は、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。</u></p> <p><u>（障害児通所給付費の支給決定の通知等）</u></p> <p><u>第 3 条の 3 市長は、前条の申請に対し支給決定を行ったときは、障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により当該申請者に通知し、通所受給者証を交付するものとする。ただし、申請された障害児通所支援の種類が医療型児童発達支援の場合は、通所受給者証に加えて、肢体不自由児通所医療受給者証を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、却下決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（障害児通所給付費の支給決定の変更の申請）</u></p> <p><u>第 3 条の 4 省令第 1 8 条の 2 1 による申請は、</u></p>	

障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書によるものとする。

(障害児通所給付費の支給決定の変更の通知等)

第3条の5 市長は、前条の申請に対し、又は職権により支給決定の変更の決定を行ったときは、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し、支給決定の変更の却下の決定を行ったときは、却下決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の支給決定の取消しの申請)

第3条の6 第3条の3第1項により支給決定を受けた者は、法第21条の5の9第1項各号のいずれかに該当した場合は、障害児通所支援支給決定取消申請書を市長に提出するものとする。

(障害児通所給付費の支給決定の取消しの通知)

第3条の7 市長は、前条の申請に対し、支給決定の取消しの決定を行ったときは、支給決定取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(障害児通所支援利用計画案の提出等)

第3条の8 市長は、第3条の2及び第3条の4の申請者に対し、法第21条の5の7第4項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求め、通所支給要否決定の参考にすることができる。この場合において、提出を求めるときはサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書(以下この条において「依頼書」という。)によるものとする。

2 依頼書を受けた申請者は、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により障害児支援利用計画案を作成する指定障害児相談支援事業者を市長に届け出るものとする。

3 依頼書を受けた申請者は、指定特定相談支援事業者を変更するときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により、新たに契約した指定特定相談支援事業者を市長に届け出るものとする。

（申請内容の変更の届出）

第3条の9 通所受給者証の交付を受けた者は、氏名、居住地、連絡先等を変更したときは、申請内容変更届出書により市長に届け出るものとする。

（受給者証の再交付の申請）

第3条の10 省令第18条の6第7項の申請は、受給者証再交付申請書によるものとする。

（特例障害児通所給付費の支給申請）

第3条の11 省令第18条の5に規定する申請は、特例障害児通所給付費支給申請書によるものとする。

（特例障害児通所給付費の額）

第3条の12 特例障害児通所給付費の額は、法第21条の5の4第2項の規定により基準とされる額とする。

（特例障害児通所給付費の額の特例）

第3条の13 法第21条の5の11の規定による市長が定める額は、支給決定障害児等の状況を勘案し、都度決定するものとする。

（障害児相談支援給付費の支給申請）

第3条の14 省令第25条の26の3に規定する申請は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書によるものとする。

(障害児相談支援給付費の支給決定等)

第3条の15 市長は、前条の申請に対し、法第24条の26第1項に規定する障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を受けたと認める場合に支給決定を行う。

2 前項の支給決定を行ったときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書により当該申請者に通知するとともに、必要な情報を障害福祉サービス受給者証に記載する。

3 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費却下通知書により当該申請者に通知する。

(モニタリング期間の変更)

第3条の16 市長は、継続障害児支援利用援助にかかるモニタリング期間を変更する場合は、モニタリング期間変更通知書により、前条第2項に規定する支給決定を受けた者に通知するものとする。

(障害児相談支援給付費の支給の取消しの申請)

第3条の17 第3条の15による決定を受けた者は、省令第25条の26の4第1項各号のいずれかに該当した場合は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消申請書を市長に提出するものとする。

(障害児相談支援給付費の支給の取消しの通知)

第3条の18 市長は、前条による申請に対し支給決定の取消しを行ったときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書により申請者に通知するものとする。

(高額障害児通所給付費の支給申請)

第3条の19 省令第18条の26第1項に規定

する申請は、高額障害児通所給付費支給申請書によるものとする。

(高額障害児通所給付費の支給決定の通知等)

第3条の20 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、高額障害児通所給付費支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、高額障害児通所給付費不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(肢体不自由児通所医療費の支給)

第3条の21 市長は、第3条の3第1項の支給決定に係る障害児が医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、法第21の5の28第1項の規定に基づき、省令第18条の42の規定により肢体不自由児通所医療費を支給する。

別表第1(第12条関係)

入所者の 属する世 帯の階層 区分	徴収額		
	母子生活支 援施設(月 額)	助産施設	
		基準額	加算額
<省略>			

備考

1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C1階層及びC2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の

別表第1(第12条関係)

入所者の 属する世 帯の階層 区分	徴収額		
	母子生活支 援施設(月 額)	助産施設	
		基準額	加算額
<省略>			

備考

1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C1階層及びC2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第

4の2第5項の規定は適用しないものとし、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「児童家庭局長通知」という。）の規定は適用するものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD1階層からD14階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとす

5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD1階層からD14階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとする。）をいう。

る。)をいう。

別表第2(第12条関係)

入所児童の属 する世帯の階 層区分	保育料(月額)		
	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
<省略>			

備考

- 1 <省略>
- 2 この表のC1階層及びC2階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、児童家庭局長通知の規定は適用するものとする。)をいう。
- 3 この表のD1階層からD12階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

租税特別措置法第41条第1項から第

別表第2(第12条関係)

入所児童の属 する世帯の階 層区分	保育料(月額)		
	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
<省略>			

備考

- 1 <省略>
- 2 この表のC1階層及びC2階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。
- 3 この表のD1階層からD12階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

租税特別措置法第41条第1項から第

3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条19の5第1項

<省略>

4 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

<省略>

5 <省略>

6 B2階層からD12階層までの区分における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）及び情緒障害児短期治療施設通所部（法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる就学前児童（前

3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

<省略>

4 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯並びに父母のない児童を養育している世帯

<省略>

5 <省略>

6 B2階層からD12階層までの区分における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、知的障害児通園施設（法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。）、難聴幼児通園施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。）、肢体不自由児施設通園部（法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設

項に規定する児童を除く。)のうち、当該児童が保育所に入所している際には、上記の表の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

の通園児童に対する療育について」(昭和33年6月11日厚生省発児第122号通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)及び情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)(以下この項において「保育所等」という。)に入所又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する児童デイサービスをいう。以下この項において同じ。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる就学前児童(前項に規定する児童を除く。)のうち、当該児童が保育所に入所している際には、上記の表の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
上記6に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	<省略>
上記6に掲げる施設を利用している以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	<省略>
上記6に掲げる施設を利用している上記以	<省略>

第1欄	第2欄
保育所等に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	<省略>
保育所等に入所又は児童デイサービスを利用している以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	<省略>
保育所等に入所又は児童デイサービスを利	<省略>

外の就学前児童		用している上記以外の 就学前児童	
---------	--	---------------------	--

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考の1の改正規定（「し、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「児童家庭局長通知」という。）の規定は適用するものと」を加える部分に限る。）、別表第1備考の2の改正規定（「及び児童家庭局長通知」を加える部分に限る。）、別表第2備考の2の改正規定（「し、児童家庭局長通知の規定は適用するものと」を加える部分に限る。）及び別表第2備考の3の改正規定（「及び児童家庭局長通知」を加える部分に限る。）は、平成24年7月1日から施行する。